

横浜市東戸塚地区センター 指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成27年8月5日			
団体名	公益社団法人とつか区民活動支援協会		
代表者名	原 一男	設立年月日	平成7年3月20日 (平成24年4月1日公益法人に移行)
団体所在地	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町449番地-2		
電話番号	045-865-3946	FAX番号	045-865-3949
沿革	<p>(1) 平成7年3月20日、戸塚区内の地区センター、ログハウス及び学校併設型コミュニティハウスの管理運営主体である各施設の運営委員会を一元化し、前身である戸塚区区民利用施設協会が任意団体として設立されました。</p> <p>(2) 平成22年6月8日、新たな公益法人改革のもと、平成23年度以降に戸塚区区民利用施設協会の業務を継承する団体として、一般社団法人とつか区民活動支援協会を設立しました。</p> <p>(3) 平成23年4月1日、一般社団法人とつか区民活動支援協会が戸塚区区民利用施設協会の業務を引き継ぎました。その後、戸塚区区民利用施設協会は解散しました。</p> <p>(4) 平成24年4月1日、当協会が公益目的事業の実施を主たる目的とし、公益の増進に寄与することを明確にするために、公益認定を受け、公益社団法人とつか区民活動支援協会となり、現在に至ります。</p> <p>(5) 現在、地区センター4館及びログハウス1館の指定管理、加えて、学校併設型コミュニティハウス7館の管理運営を受託するとともに、広く区民を対象にした公益事業を展開しています。</p>		
業務内容	<p>(1) 市民利用施設の管理運営 地区センター、ログハウス及び学校併設型コミュニティハウスを地域の方々に安心・快適かつ気軽にご利用いただけるように管理運営しています。また、地区センター等は、災害時には帰宅困難者等の一時滞在施設や市災害対策本部の活動拠点等としての役割を担います。</p> <p>(2) 地域交流事業等の実施 地域の方々の相互交流を深め、活力とふれあいのある地域社会を実現するために、地域との連携を図りながら様々な交流事業等を企画、実施します。</p> <p>(3) 生涯学習及び地域活動の支援 生涯にわたり豊かな人生を送るために、学習の機会や場、情報を提供します。併せて、地域の方々が自主的に取り組む活動を支援します。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所 属 (公社)とつか区民活動支援協会事務局	
	電 話	045-862-0900 FAX 045-865-3949	
	E-mail	[Redacted]	

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における東戸塚地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 経営方針、業務概要、主要業務、特色等

(ア) 経営方針

① 法人の目的

当協会の目的について定款に下記の通り定めています。

この法人は、市民利用施設等の運営に関する業務及び地域住民の自主的サークル活動や地域活動への支援等を行うことにより、市民の相互交流を深め、ふれあいのある地域社会の実現に寄与することを目的とする。(定款第3条)

② 基本方針

上記の目的を達成するために以下の4つの基本方針に基づき業務を執行します。

- 〈1〉 地域の交流の場として、安心・安全・快適で気軽に利用可能な施設の管理運営
- 〈2〉 地域のニーズに応え、時代に即した事業の展開
- 〈3〉 公益社団法人として公益性・健全性・透明性・効率性の追求
- 〈4〉 以上による、地域の一員としての地域社会への貢献

(イ) 業務概要・主要業務

① 市民利用施設の管理運営

戸塚区内の地区センター4館とこどもログハウス1館の指定管理及び学校併設型コミュニティハウス7館の管理運営を受託しています。(詳細は次ページ ウ参照)

② 地域交流事業等の実施

各施設で地域の方々との交流を目的とした「まつり」や季節のイベントなどを開催します。また協会全体としても区民の皆様を対象に参加型コンサートなどの公益事業を実施します。併せて、子育て支援や青少年の居場所づくり、学習支援など今日的な課題にも対応します。なお、実施にあたっては、地域の様々な活動団体等との連携・共創を基本とします。

③ 生涯学習や地域活動の支援

各施設で様々な生涯学習関連や健康づくり等の講座を開催するとともに、講座終了後の自主的なサークルの立上げの支援を行います。また、サークルや各種講座指導者の最新情報のきめ細かな提供や展示スペースや備品の貸出し、印刷サービスなど区民活動の支援を行います。また、地域活動の担い手の養成にも取り組みます。これらの取組についても地域の方々との連携・共創で実施することを基本とします。

(ウ) 特色等

①	平成7年設立の戸塚区区民利用施設協会以来、 20年 の長きに亘り、市民利用施設を管理運営してきた ノウハウと実績 に基づく、 総合的即戦力 を有しています。
②	神奈川県から認定を受けた 公益社団法人 であり、監督官庁である県の厳しい管理・指導の下、 公益性の追求と確かな法人運営 が担保されています。
③	複数館を一括管理することにより、 スケールメリット による 効率的な運営 、 広域的な交流 及び 事業の展開 、 サービス水準の平準化 、 施設間での利用の融通 、 広範囲な情報収集・提供 が可能です。
④	事務局 が法人運営の他、各施設運営を 統括 し、総務、人事、労務、経理、契約を実施することにより 効率的で効果的な事務執行 が可能です。
⑤	戸塚区にある、戸塚区民のための、戸塚区民による、 地域の非営利活動団体 です。

イ 応募団体の業務における東戸塚地区センター指定管理業務の位置づけ

前身の区民利用施設協会以来、地区センターの管理運営を**当協会の根幹的な主要事業**と位置付け、その中で地域活動の支援や地域の方々の相互交流を推進し、活力とふれあいのある地域社会の実現を目指しています。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在、管理運営している施設総数は12館です。内訳は指定管理施設5館、管理運営受託施設7館で下表のとおりです。

※必要に応じ行を追加してください。

現在管理運営している施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市東戸塚地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年4月	指定管理
横浜市戸塚地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成9年4月	指定管理
横浜市舞岡地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成10年5月	指定管理
横浜市大正地区センター	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年4月*1	指定管理
横浜市踊場公園こどもログハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年6月	指定管理
深谷小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年4月	管理運営受託
東汲沢小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年4月	管理運営受託
平戸台小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年4月	管理運営受託
名瀬中学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成7年7月	管理運営受託
秋葉中学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成9年4月	管理運営受託
柏尾小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成11年4月	管理運営受託
下郷小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市戸塚区	平成13年4月	管理運営受託

*1 平成18年4月～平成23年3月は管理実績なし

(2) 東戸塚地区センター管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置づけ

(ア) 設置目的

- ①地区センターは地域の住民が自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動などを通じて相互交流を深めることにより、地域コミュニティの醸成や地域の連帯意識の形成を図ることを目的として昭和48年から設置が進められました。
- ②一方、少子高齢化や核家族化、共働きの増加等といった社会状況の変化の中で生じる様々な今日的な課題の解決に向けて行政や地域団体等とともに取り組み、地域の方々が交流し自主的に活動することができる環境を整えることも重要な目的であると認識しています。

(イ) 区政運営上の位置づけ

戸塚区は「こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」を区政運営方針の基本目標に掲げ、「地域の絆づくり」「安全を実感できるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「活気に満ちた魅力あふれるまちづくり」を目標達成に向けた施策として推進しています。

東戸塚地区センターは、区民の生涯学習や地域活動の支援、様々な交流事業等を通して、これら区の施策を推進し具現化する場と位置づけています。

(ウ) 管理運営の基本的考え方

区政運営方針の基本目標達成のために、「誰もが気軽に集える地域の居場所」を目指し、

- ① 乳幼児から高齢者まで誰もが安心して、快適かつ気軽に交流できる場を提供します。
- ② ニーズや時代に即した地域交流事業や生涯学習支援、地域活動支援等を展開します。
- ③ 地域の住民や様々なリソースとの連携・共創により事業を推進します。
- ④ なお、PDCAサイクルにより業務の見直し、改善に努めます。

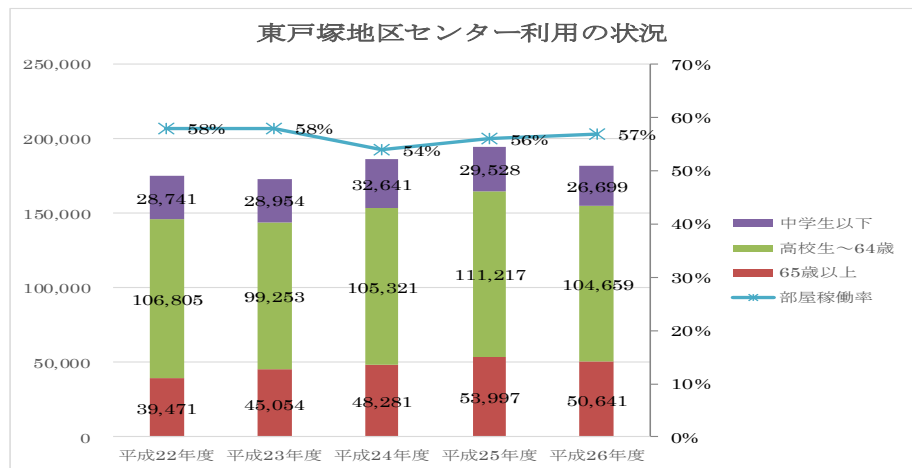
(エ) 中間支援の考え方

- ① 地域コミュニティの醸成や地域連携の促進のためには、地域住民の自主的活動への支援や自主的活動を行うための環境整備等、いわゆる中間支援による活動の活性化が重要です。
- ② 東戸塚地区センターでは、そのような中間支援の考え方を、「業務概要・主要業務」「管理運営の基本的考え方」「設置理念を実現するための運営内容」等に反映しています。
- ③ 中間支援の具体的な内容の例示については、「サークル活動や地域活動が一層活性化するための日常的な事業提案」及び「自主事業計画」の中に示しています。
- ④ また、中間支援組織である「とつか区民活動センター」を中心に、地区センターが地域ケアプラザ、コミュニティハウス等とともに協議会を設置し、地域の課題・情報の共有化を促進することにより地域活動団体を支援します。

イ 地域特性、地域ニーズ

- (ア) 東戸塚地区は戸塚区北部に位置し、保土ヶ谷区、旭区と接しています。利用者の主なエリアは品濃・川上・名瀬・前田・秋葉・平戸等の各町で、鎌倉時代から続く地域と昭和55年の東戸塚駅開業に合わせて開発された地域が混在する**多様な地域特性**を有しています。
- (イ) 利用者エリアの人口は、概ね9万2千人で**戸塚区全人口の約33%**を占めており、65歳以上の**高齢者の割合は約21%**です。一方、未就学の幼児から**中学生までの合計の割合も約16%**を占め、高齢者を対象とした生きがいや健康づくり等に加え、**子育て支援や放課後の居場所づくり、世代間交流事業**などのニーズが見込まれます。
- (ウ) 平成26年度の利用実績も同様に65歳以上28%、中学生以下15%となっています。
- (エ) 一日当たり約5万8千人の利用客がある**東戸塚駅から徒歩5分圏内**に立地していることから広範囲の地域から来館しやすく**多様なニーズ**に応える必要があります。

- (オ) 利用者からのニーズとして、卓球・バドミントン等スポーツ講習や囲碁・将棋講座の開催、備品類の更新等があり、可能な範囲で対応しています。



ウ 公の施設としての管理

公の施設は不特定多数の住民の利用に供し、住民の福祉を直接的に増進することを目的に地方公共団体が設置した公共施設です。そのため、次の事項に十分に配慮して管理運営をします。

(ア) 平等・公平・公正	特定の団体や個人に有利あるいは不利とならないように、利用許可や貸出、サービスの提供等は平等・公平・公正に取り扱います。
(イ) 安全・安心・快適	誰もが気軽に利用や交流ができるように、常に安全・安心・快適な施設環境を維持します。
(ウ) 公益性・健全性・透明性	地方公共団体の施設として事業及び運営の公益性・健全性・透明性を確保します。
(エ) 個人情報・人権	個人情報の保護や人権の尊重に万全を期します。
(オ) ニーズの把握及び利用者満足度の向上	地域や利用者のニーズ、社会的要請等を的確に把握し運営に反映します。また、事業内容やサービスの充実に努め、利用者満足度を向上させます。
(カ) 災害時対応	災害時は、区と連携のもと、帰宅困難者の一時滞在施設や医療救護隊の参集拠点等としての役割を担います。
(キ) 横浜市の施策への協力	情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注などの重要施策や中期4か年計画の実現に向けて可能な限り協力します。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

(ア) 組織体制

館長(常勤) 1名、副館長(常勤) 2名の体制に加え、スタッフ 15名を非常勤で雇用します。

ローテーションにより、原則として責任者(館長又は副館長) 1名とスタッフ 2名の最低 3名が常時勤務します。業務繁忙時(午後)には、最低 4名体制となります。

特記仕様書には、常時 2名以上の体制をとることとなっていますが、安全への配慮、緊急時の対応、安定的なサービスの提供等を考慮し、現行と同様に 3名体制としました。

また、館内外の日常清掃を行うため、作業スタッフを毎日 1名配置します。

(イ) 人員体制及び勤務時間

開館時間帯 9時～21時、日曜・祝日は9時～18時(条例規定より1時間延長)

館長・副館長	早番	8:30～16:30	日曜・祝日は18:15まで
	遅番	13:15～21:15	
スタッフ	午前	8:45～13:00	
	午後	13:00～17:00	日曜・祝日は18:00まで
	夜間	17:00～21:00	
作業スタッフ	午前	8:30～11:30	作業スタッフは毎日1名勤務

(ウ) 休館日

12月28日から1月4日までの年末年始と月1回の設備点検日は休館日とします。

(エ) 人員配置等の特徴

① 十分な開館準備時間の確保

館長・副館長は開館時間の30分前、スタッフは15分前から始業し、開館に向けて準備を整えます。

② 終業業務時間の確保

館長・副館長は21時の閉館後、終業業務を行うため21時15分までの勤務とします。

③ 変形労働時間制の導入

館長・副館長は週平均35時間勤務の1箇月単位の変形労働時間制を採用することにより、柔軟なシフト勤務が可能となり、時間外労働の削減が可能です。

④ 常勤責任者の配置

責任ある体制を確保するために、原則として常時、責任者である館長あるいは副館長を配置します。

⑤ 柔軟な対応が可能なスタッフ数の確保

スタッフ数が15名在籍しているため、繁忙時には柔軟なシフト変更で臨機応変な対応が可能です。

⑥ 就業しやすいスタッフの勤務体制

スタッフの勤務時間を原則1日4時間とし、採用時に午前、午後、夜間で選択が可能なため、応募がしやすく、結果として適任者の採用が可能となり、安定した運営が確保できます。

⑦ 地域住民の参加

地元の方を優先的に採用することで、地区センターの運営に地域住民の参加を図ります。

(オ) 職種別雇用形態・職務内容等

職 種	雇用形態	業務内容	採用の条件
館 長 (1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・週35時間勤務 ・1箇月単位の変形労働時間制 ・月給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営の統括 ・運営委員会(地区センター委員会) ・利用者会議 ・公印・文書に関する事務 ・区等との連絡調整 ・職員・スタッフの労務管理 ・研修の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センターの設置目的の実現や地域のコミュニティづくり、生涯学習等に責任を持って取り組む意欲と能力とリーダーシップがあること
副館長 (2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・週35時間勤務 ・1箇月単位の変形労働時間制 ・月給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長の補佐 ・経理、庶務、施設管理 ・事業の企画・運営 ・サークル活動の支援 ・統計及び一般事務 ・受付業務の補助 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長を補佐する事務処理能力と折衝力、スタッフへの指導力があり、生涯学習や地域交流等に知識、関心を持ち、柔軟な思考力で意欲的に取り組めること
スタッフ (13人)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤 ・週3又は4日勤務 ・1日3～5時間 ・時給制 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付、案内、貸出し ・開館準備、利用当日準備 ・点検・見回り業務 ・利用集計事務 ・備品や館内外美化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心をもって対応でき、協調性と責任感があり、明るく前向きであること ・基本的に地元に住居し、徒歩または自転車で通勤可能なこと
作業 スタッフ (2人)		<ul style="list-style-type: none"> ・館内外の日常清掃業務等 	

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

(ア) 個人情報保護の体制

利用者はもちろんのこと、地域の方や館長、スタッフ等の個人情報を取り扱うにあたっては、法令を遵守し、常にプライバシーの重要性を念頭に置き、個人情報の保護（個人情報に関する書類等の適切な管理、OA機器のセキュリティ等）に万全を期します。

- ① 市の委託事業等の受託者に適用される「個人情報取扱特記事項」に規定されたものの他、必要な事項を協会が「個人情報取扱及び保護に関する要領」に定めています。
- ② 館長が個人情報取扱保護責任者となり個人情報の管理監督、研修を行ないます。
- ③ 個人情報を記載していただく書類（利用許可申請書等）には、その理由及びそれ以外に使用しない旨を表記しています。
- ④ 個人情報取扱業務一覧（兼個人情報保管一覧表）を備え、どのような個人情報が、どのように管理されているか等、常に把握できるようにしています。
- ⑤ 館長及びスタッフの採用時に、個人情報の取扱いや条例等について研修を行い、研修実施報告書及び個人情報を適切に扱う誓約書を市長に提出しています。
- ⑥ 館長は個人情報取扱の自主点検表に基づき、定期的に点検を実施し、個人情報保護管理者である協会事務局長に報告しています。
- ⑦ 万が一漏洩した時は、館長は事務局長と迅速かつ適切な対応をし、原因の究明と再発防止に努めます。

個人情報取扱業務一覧

様式2

帳票等名称	使用事業区分	保存形態	複製有無	件数概数	個人情報の内容										保管場所	保存期間	
					氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	事故概要	団体名	活動目的					
1 利用許可申請書	1	1, 2	1	162	○											館内の録のある書類	2年
2 団体利用登録申請書	1	1, 2	1	65	○											事務室内の録のある書類	2年
3 自主事業企画書	2	1, 2	1	1	○											事務室内の録のある書類	1年
4 講師名簿(登録簿)	2	1	1	1	○											事務室内の録のある書類	3年
5 利用料金減免・優待利用申請	1	1, 2, 3	1	35	○											事務室内の録のある書類	1年
6 図書利用申込書	3	1	1	89	○											事務室内の録のある書類	1年
7 図書利用者名簿(電子情報)	3	2, 3	1	99	○											事務室内の録のある書類	常時
8 図書紛失届	3	1	1	1冊	○											事務室内の録のある書類	1年
9 返却期限遅れし	3	1	1	1冊	○											事務室内の録のある書類	6月
10 リクエスト処理ファイル	3	1	1	1冊	○											事務室内の録のある書類	1年
11 ぼり	6	1	1	1冊	○											事務室内の録のある書類	1年
12 ロビー展示コーナー利用予約	6	1	1	1冊	○											事務室内の録のある書類	1年

個人情報の自主点検表

個人情報自主点検表(結果表)

分類	個人情報の適正管理のための点検項目	点検結果			対応
		○	△	×	
全般	1 漏えい等の事件・事故が発生した場合の対応手順を定めている。	○			
	2 定期的に個人情報の適正管理を推進するための研修を実施している。	○			
	3 どのような個人情報を扱っているか、個人情報の洗い出しを行っている。	○			
	4 個人情報の流出のリスクをリストアップしている。	○			
	5 個人情報の管理責任者を決めている。	○			
	6 誤送付などミスを未然に防ぐ仕組みを作っている。	○			
	7 人間は、必ず間違えるという前提に立つて業務フローを確立し、改善している。	○			
	8 横浜市個人情報保護条例の内容を理解している。	○			
収集段階	9 本人から収集している。	○			
	10 収集の範囲は、必要最小限である。	○			
	11 ログオフする際、他人のユーザー名・パスワードを共有していない。	△			共用パソコンは共有パスワード使用
	12 ユーザー名・パスワード等を他人に知られないようにしている。	○			
13 端末を操作中に離席する場合、ログアウトするか画面をロックしている。	○				
14 定期的に、情報セキュリティに関する監査又は点検を実施している。	○				

(イ) 職員研修の考え方

地区センターの設立の趣旨を十分理解するとともに、利用者や地域のニーズを的確に把握し、サービスや事業の内容を充実させて利用者の満足度の向上を図る必要があります。

また、人身事故や災害等の緊急時にも適切な対応ができるように、日頃から準備や訓練等が不可欠です。

そのため、研修計画に基づいて、積極的に職員・スタッフの資質やスキルの向上のための研修や講習会等を実施します。併せて、個人情報や人権の尊重、コンプライアンス、省エネ等についても意識の向上を図ります。

(ウ) 研修計画

時期	研修内容	研修講師等	対象者
3月	新規採用者実務	館長・事務局他	新採用職員・スタッフ
3・9月	防災訓練(年2回)	館長・消防設備点検業者	職員・スタッフ
4月	個人情報保護	館長	職員・スタッフ
4～5月	防火・防災管理者講習	横浜市消防局	館長(未受講者)
4～5月	安全衛生推進者講習	労務安全衛生協会	副館長(館で1名配置)
6月	普通救命講習	戸塚消防署	協会内未受講者全員
9月	接遇・顧客満足等研修	外部研修機関	協会全職員・スタッフ
9月	水回り器具メンテナンスセミナー	横浜市水道局	希望者
9月	指定管理者事例発表会	横浜市	希望者
11・2月他	人権啓発研修	横浜市・区・館長	協会全職員・スタッフ
通年	OJT(個人情報、コンプライアンス、実務)	館長	スタッフ

(エ) 研修の具体的内容

①新規採用者実務研修	採用前に、現場において3日間、スタッフの業務をその日一日の実務の流れに沿って具体的に研修を行います。また、併せて、個人情報保護についての研修も行います。
②防災訓練	マニュアルに基づく避難誘導や消火訓練等を近隣施設と合同で年2回実施します。また、一時滞在施設の利用を想定し、地域住民と協力して避難誘導、備蓄確認等の訓練に参加します。
③個人情報保護研修	スタッフ全員を対象に個人情報取扱保護責任者である館長が、関連法令や要領、具体的な取扱について研修します。
④防火・防災管理者講習	館長が防火・防災管理者の資格取得のため講習に参加します。
⑤安全衛生推進者講習	副館長が安全衛生推進者の資格取得のため講習に参加します。
⑥普通救命講習	心肺蘇生法やAED等救急救命措置を学ぶために戸塚消防署の協力を得て実施します。
⑦接遇・顧客満足等研修	研修専門の機関・企業により接遇やクレーム対応、顧客満足度向上の研修を実施します。
⑧水回り器具メンテナンス	水道局主催の指定管理者向けの水回りセミナーに参加します。
⑨指定管理者事例発表会	横浜市主催の指定管理者先進事例等の発表会に参加します。
⑩人権啓発研修	人権感覚を身に付け、人権に配慮した対応ができるように、横浜市や戸塚区が主催している人権啓発研修に参加します。加えて、各館独自に年1回実施します。
⑪ミーティング時・OJT	ミーティングや日常業務の中で、館長が中心となりスタッフのスキルアップを図るとともに個人情報保護、人権、コンプライアンス、省エネ、市内企業活性化等の理解を深めます。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

(ア) 防犯、防災その他の災害・事故予防の計画

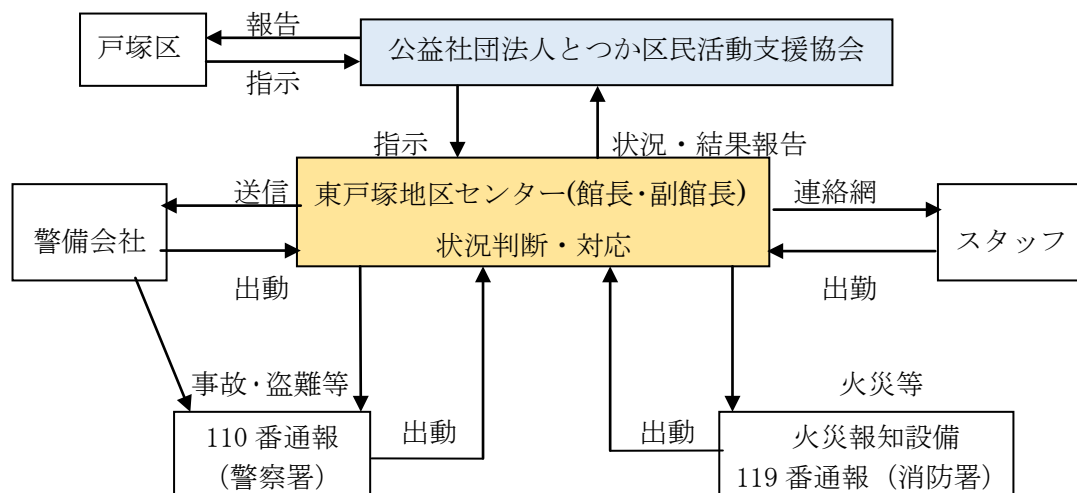
危機管理マニュアル及び災害時の施設利用に関する運営マニュアルに基づき緊急事態発生時に慌てず冷静に対応できるよう、訓練と研修を計画的に行います。また、マニュアルは常時見直すとともに誰でもが見やすい場所に常備します。具体的には以下の通りです。

- ① 合築3施設共同の消防計画、防災計画、緊急連絡網や危機管理マニュアルを作成します。
- ② 隣接施設と合同防災訓練を年2回（春、秋）以上行うとともに救命講習を受講します。
- ③ 水や食料等の応急備蓄物資やヘルメットやメガホン等の防災備品を適切に保管します。
- ④ 館内巡視を日々行うとともに、防犯・防火の注意事項を掲示し利用者に呼びかけます。
- ⑤ 専門業者の消防設備点検に加え、職員による日常点検を実施し設備の状況を把握します。
- ⑥ 防犯カメラの設置、非常通報装置の導入に加え閉館時は機械警備で厳重に管理します。

(イ) 緊急時の体制及び具体的な対応計画

① 緊急時の体制

緊急時に迅速・的確な対応ができるように、職員・スタッフ、関連機関や業者等との緊急連絡網を構築します。また、震度5強以上の地震の場合には、職員は地区センターに参集し、利用者の安全確認や施設の状況を把握し、必要に応じて帰宅困難者の一時滞在施設や医療救護隊の参集拠点等の開設に協力します。



② 緊急時対応計画

- ・ 危機管理マニュアル・災害時の施設利用に関する運営マニュアルに基づき行動します。
- ・ 特に利用者の避難誘導・安全確保・応急手当、施設の被害状況の把握・応急処置等に万全を期します。
- ・ 緊急連絡網に従い、迅速で確実な情報の提供・収集に努めます。
- ・ 区及び地域との連携により一時滞在施設、医療救護隊参集拠点等として運営します。

- ・ 気象警報等災害関連情報を把握し、利用者の安全確保や的確な情報提供に努めます。
- ・ 自動販売機を緊急時対応ベンダーに変更します。
- ・ 地域防災・危機管理に関する自主事業を開催します。実績「普通救命講習」「キッズ防災学」

③ 緊急時の具体的対応

〈1〉大地震発生時

- ・ 机の下等に身を隠すことや書架等の落下物から離れることを放送で伝達し、スタッフにも身の安全確保を指示
- ・ 揺れが収まった後、負傷者等の被害状況確認及び利用予約受付簿等との照合による人員確認
- ・ 各種報道や市・区からの防災メール等から情報収集 ⇒ 整理して利用者に提供
- ・ 震災状況に応じ、近隣の震災時避難場所である川上北小学校に誘導
- ・ 帰宅困難者一時滞在施設や災害時医療救護隊参集場所としての開設可否を点検 ⇒ 区へ連絡、開設準備

〈2〉怪我発生時

- ・ 救急車の出動要請 ⇒ 意識がない場合は動かさず、心肺停止時はAEDによる措置
- ・ 救急車到着まで救急出動要請時の指示に従った対応
- ・ 連絡先等の情報収集と家族等への連絡
- ・ 救急車到着後 ⇒ 同行者がいない場合は職員・スタッフが同乗し付き添う
- ・ 事務局・区に一報 ⇒ その後、事故発生報告書を作成し事務局経由で区に提出

〈3〉火災発生時

- ・ 自衛消防組織の役割 ⇒ 消化班による消火活動、避難誘導班が119番通報
- ・ 消火困難な場合 ⇒ 館内放送により避難を呼びかけ、避難誘導班による誘導
- ・ 消火班は逃げ遅れた利用者がいないか確認しながら避難を呼びかけ
- ・ 利用予約受付簿等と照合して人員確認 ⇒ 事務局・区に状況を連絡

〈4〉不審者侵入時

- ・ 不審者に注意を払いながら非常通報で警備会社に連絡
- ・ 退去勧告を聞き入れない場合や凶器発見 ⇒ 警察に通報
- ・ 警報機音で威嚇しながら職員・スタッフは利用者を施設外に避難誘導
- ・ 事態收拾後 ⇒ 事務局・区へ報告

④ 保険による対応

万が一の事故に備え、施設賠償責任保険及びレジャー・サービス施設費用保険に加入しており、状況により見舞金、治療費、入院費、慰謝料等が支払われます。

また、まつりなどのイベントを開催する際は、必要に応じて傷害保険に加入します。

(4) 施設の運営計画

ア 設置理念を実現する運営内容

イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

横浜市地区センター条例第 1 条：地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。

設置理念：地域住民の自主的な活動による相互交流をきっかけに地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成を図ることが地区センターの目的であり、設置理念と認識しています。

役割：設置理念を実現するために、地域住民が気軽に集うことができる場を提供し、地域住民の自主的活動を支援し、また、地域の課題の解決を図り地域住民が自主的活動を行うことができる環境を整えることが重要な役割と考えています。

運営内容の基本的な考え方

- (ア) 乳幼児から高齢者まで、幅広い層の地域住民が誰でも気軽に利用できる施設の運営
- (イ) 地域や時代のニーズ、社会的要請などに即した多彩な事業の展開
- (ウ) 地域住民が自主的に活動を行うための支援やきっかけづくり
- (エ) 地域や地域住民が抱える課題解決のための支援
- (オ) 地域住民や地域の様々なリソースと連携した事業の実施及びネットワークづくり

イ 利用促進策

入館者数は、平成 23 年度と比較すると平成 26 年度実績は約 5%の増となっていますが、平成 24 年度からはほぼ横ばいの状況で概ね 19 万人前後で推移している中、高齢者の利用割合は僅かですが増加傾向にあります。また、部屋稼働率は毎年 6 割弱の実績となっています。

さらに東戸塚地区センターの利用状況の特徴として、サークル活動等の団体利用者が毎年概ね 35%前後で、個人利用が 65%前後と個人利用の割合が高い状況があります。

このような利用状況を踏まえ、次の利用促進策により稼働率や利用者数の向上に努めます。

(ア) 社会的要請や時宜に適った自主事業等の展開

子育て支援や困難を抱える青少年への支援及びその担い手の養成講座等の社会的要請による事業として、育児不安の解消や保護者同士の交流促進のため、区や近隣保育園、子育て支援機関と連携した支援事業の展開や青少年の居場所づくりに努めます。

また、地域住民の関心が高く、講座終了後に自主的なサークル活動の立上げが期待できる事業を展開し、地域コミュニティの醸成や地区センター利用促進に繋がります。

さらにサークル活動が活性化し継続されるための一助となる発表・展示の場を設けるなどの支援を行います。

(イ) 利用しやすい環境の整備

東戸塚地区においては、J R東戸塚駅を中心として現在もマンション建設が行なわれている状況から若年層家庭の増加が想定されるため子育て世帯向けの**保育付き事業**や、働いている人向けに**夜間や日曜・祝日の事業を充実**します。

また、どなたにも気軽に参加いただける**サークル体験会**を開催することで、その後の各種自主事業に本格的に参加いただくとともに、新たなサークルの立ち上げに繋げていきます。

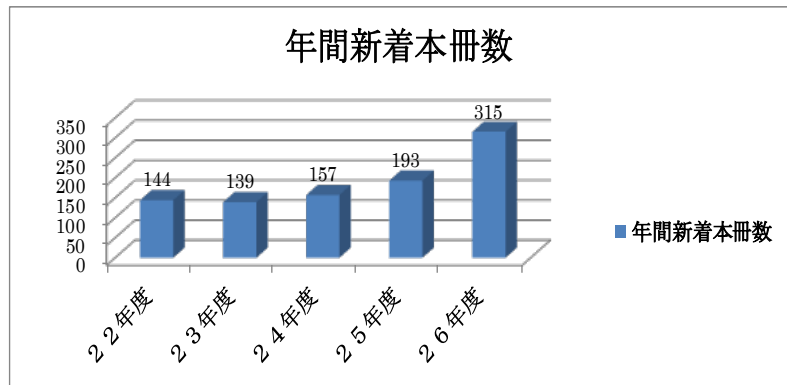
さらに、稼働率の低い**部屋の利用料金を一部割引**することで利用しやすい環境を整備していきます。

(ウ) 館の魅力アップと部屋の有効活用

図書コーナーの**蔵書**や各室の**備品**を充実させます。また、**部屋内のインターネット環境**を整備するとともに料理室の料理以外の使用や空き部屋の学習室等への転用などの**柔軟な利用**を可能とします。

図書コーナーの利用状況等

- ・平成26年度貸出実績
25,455冊
- ・平成26年度購入冊数
315冊
(新刊298冊、中古17冊)

**(エ) 地域の教育機関や各種団体等と連携強化**

隣接の保育園や小学校、地域活動ホーム、支援団体等と連携し、保育士による**事業**、はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブ等放課後の**充実**、作業成果の**販売**、地域活動の**担い手の養成**等を実施します。

また、**地区連合町内会**や**合築・隣接施設との共催**によるまつりの実施や、近隣に設置されている**つか区民活動センター**との**連携・連絡**を密にして、相互に**有用な情報やスキル**を共有することで、より**充実した事業**等を展開します。

(オ) PR・広報の充実

東戸塚地区センター所在の地区連合町内会の月例定例会に出席して、各自治会・町内会に地区センターだよりの回覧やポスター掲示等を依頼するとともに自主事業やイベント内容を紹介し、参加者の増を図っています。さらに、自治会未加入のマンションにも**つか区民活動センター**及び合築施設である**東戸塚地域ケアプラザ**と協働してチラシ等を配布します。

また、自主事業のお知らせ等を希望者へ**斉メール**で配信するとともに、**SNS**を活用した情報提供を行います。

なお、**協会全体**で施設や事業等を周知するための**参加型イベント**を区民対象に開催します。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について

(ア) 利用料金の設定について

①面積比で設定	原則として横浜市地区センター条例別表第4の金額を基準に各部屋の面積比で設定しました。料理室以外は現行と同料金になります。
②利用料の値下げ	割高感があり、料理以外の使い勝手が悪い料理室については、現行より10%値下げし、利用を促進します。 なお、平成26年度の年間稼働率が23%であり、30%以下のため、地区センター利用促進ガイドラインの規定に従い実施するものです。
③分割利用	引き続き、中会議室、和室、体育室は分割利用も可能とし、利用料金を必要最小限度に抑えることにより利用促進に繋がります。
④原則3時間単位	日曜・祝日の開館時間を従来通り、午後6時まで1時間延長し、すべての利用時間帯を3時間として利用しやすくします。ただし、料理室の利用時間帯は2時間とします。
⑤1時間単位の利用	当日申込みに限り、1時間単位での利用を可能とします。
⑥利用回数制限緩和	利用当月になれば、空き部屋を利用回数の制限なく利用できます。

(イ) 利用料金表

室名	利用料金		備考
	1利用時間帯 (3時間)	延長(1時間)	
中会議室	960円	320円	分割利用 (A) 570円、(B) 390円
小会議室	510円	170円	
和室(全)	1,110円	370円	分割利用 (舞台) 600円、(床間) 510円
工芸室	960円	320円	ピアノ設置のため音楽活動も可
多目的室	240円	80円	
料理室	560円	280円	2時間単位 10%割引後料金 料理以外の利用も可
体育室	2,040円	680円	分割利用 2/3面 1,350円 1/3面 690円

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の使途について

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

(ア) ニーズの把握と反映

- ① ご意見箱の常設や定期的な満足度調査、自主事業時のアンケートなどにより、広く意見、ニーズ、苦情等を把握し、施設の運営や事業の企画に反映します。
- ② 頂いた意見等に対する返事や回答を館内に掲示するとともに、挨拶や声掛けなどで利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い関係を構築します。
- ③ 地域団体や利用者代表で組織する運営委員会や利用者会議の開催及び自治会・町内会の行事等への参加により地域のニーズや特性の把握に努め、運営に反映します。

平成26年度アンケートご意見

●職員スタッフの対応についてのご意見

- ・いつも笑顔で丁寧に接していただいています
- ・概ね満足ですが個人差を感じます
- ・申込み質問に適切な回答をいただきました
- ・応当日の電話申込み後の待ち時間が長いです

●今後購入してほしい備品

- ・卓球台、卓球ボール拾い用網
- ・体育室の遮光カーテン
- ・新しい碁盤

●ご意見や希望する講座やイベント等

- 【体育系】卓球・バドミントン・ソフトバレー教室
- 【文化系】文学講座（短歌、俳句等）、囲碁講座

(イ) 運営に反映した主な取り組み

- ① 日曜・祝日の開館時間を午後6時まで1時間延長しました。
- ② パソコンによる受付システムにより手続きを迅速化し、待ち時間を短縮しました。
- ③ また、2か月先までの部屋の予約状況を当日には情報提供を可能としました。
- ④ 新規利用者が確実に優先利用できるように体育室の個人利用方法を改善しました。

オ 利用者サービス向上の取組

(ア) 申込・予約の改善	<ol style="list-style-type: none"> ① 講座等自主事業の申し込みを、内容に応じ、インターネットでも可能とします。 ② 図書の貸出予約に向けて環境を整備します。
(イ) インターネット関連の整備	<ol style="list-style-type: none"> ① 各部屋内でインターネットが可能な環境を整えます。 ② SNSを活用して時宜に適った話題を提供します。
(ウ) 情報提供の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① サークルや各種講座指導者の最新情報を地区センター単位できめ細かく、顔の見える関係で提供します。 ② 希望者への一斉メールによる自主事業のお知らせを実施します。
(エ) 料金割引	<ol style="list-style-type: none"> ① 料理室の利用料金を10%割り引きます。

(オ)バリアフリー化	① 案内等の外国語表記・点字表記及び段差の解消等を進めます。 ② トイレ洋式化とシャワートイレ、洗面所の自動水栓化を進めます。
(カ)活動支援	① 最新型高性能カラー印刷機を導入し、印刷代の値下げやチラシの作成支援等を実施します。導入のための施設改修も行います。
(キ)緊急時対応	① 自動販売機を緊急時対応ベンダーに変更します。
(ク)保育付き事業	① 子育て中の保護者の参加を促進するため、保育付き事業を充実します。
(ケ)全施設対象の 公益事業の実施	① 協会管理施設全体で利用者や区民が参加する公益事業を展開し、交流や絆づくりを進めます。

カ ニーズ対応費の使途について

利用料金収入見込額の1/3を、利用者のサービスや利便性の向上のため活用します。

具体的には運営委員会や利用者会議、意見箱、アンケートでの要望等を参考に、以下の項目について執行します。

(ア)物品の購入	① 図書の購入 ② 利用者用のテーブルやラケット等利用者用備品・消耗品の購入
(イ)設備・物品の補修	① トイレの洋式化や音消しの設置、シャワートイレへの改修 ② 畳・ふすまの張り替え等
(ウ)施設整備	① 部屋内のインターネット環境の整備 ② 案内等の外国語表記・点字表記 ③ バリアフリー化（段差の解消・手すり・自動水栓の設置等）
(エ)人件費	① 日曜・祝日の開館時間延長分のスタッフ人件費 (職員は1箇月単位の変形労働時間制によるシフト対応で、時間延長に関する人件費の発生はありません。)
(オ)事業費	① 地区センターまつり等イベント開催にかかる経費 ② 予算外の自主事業開催にかかる経費

【参 考】 1月当りの貸出回数の多い図書(平成25年4月～平成27年3月新着:27年6月時点)

ランキング	資料名	著者名	1か月当り貸出回数
1	永い言い訳	西川 美和	5.8
2	リバース	湊 かなえ	4.8
3	誓約	葉丸 岳	4.7
4	過ぎ去りし王国の城	宮部 みゆき	3.6
5	神様のカルテ 0	夏川 草介	3.3
6	解放老人認知症の豊かな体験世界 ほか	野村 進	3.2
10	火花 ほか	又吉 直樹	3.1

(4) 施設の運営計画

キ 本市重要施策に対する取組

(ア) 情報公開

協会は、横浜市の「情報公開に関する標準規程」に準拠して制定した「情報公開規程」に基づき、適正に情報の公開に努め、区民の皆様の知る権利に応え、信頼性・透明性を確保します。また、ホームページ等で事業や施設の概要、事業計画、事業報告、第三者評価等の情報を積極的に提供しています。

なお、常日頃から、地区センターだよりやチラシの回覧などを町内会にお願いしたり、他の施設に配架をお願いしたりするなど積極的に広報・PRに努めています。

(イ) 人権尊重

横浜市人権施策基本指針(改訂版)に、地域団体及び事業者に対して、研修・啓発や当事者の参画の促進、地域の中での人権感覚の醸成、就職差別の解消、誰もが働きやすい職場づくりなどに取り組むことが期待されています。

そのため、協会の全職員・スタッフが人権感覚を身に付け、人権に配慮した対応ができるように、横浜市や戸塚区が主催している人権啓発研修に参加するとともに、地区センターにおいても館長が外部講師や人権啓発ビデオ等を活用し人権研修を実施しています。

事業の実施や職員・スタッフの採用の際にも人権に配慮し公平・公正に行うとともに、差別のない風通しの良い職場づくりに努めています。

今後は、館内外の案内表示の外国語表記や点字表記を進めるとともに、指定管理者として可能な範囲で施設のバリアフリー化に取り組み、誰もが気軽に不自由なく使える施設を目指します。

(ウ) 市内中小企業優先発注

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、指定管理者においても市内中小企業への優先発注が求められています。

そのため、修繕等の発注や物品及び役務の調達等にあたっては、横浜市の物品調達や委託契約の有資格者名簿に登録されている企業のうち、横浜市内の中小業者、特に地元の戸塚区内業者に優先的に発注するよう心掛けています。

なお、優先発注をするにあたっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争、契約の適正な履行の確保に留意します。

(エ) 環境への配慮

横浜市中期 4 か年計画の戦略 2 「横浜の経済的発展とエネルギー循環都市の実現」の具体的な施策として、節電や省エネ等環境行動の実践、リデュースを中心とした 3 R 行動の実践、事業者によるごみの減量化と分別の徹底などが盛り込まれています。

これらの施策に地区センターも積極的に取り組んでおり、具体的にはごみゼロ推進委員を配置し、ごみの分別を徹底し、リデュース、リユース、リサイクルに努めています。

ごみの回収は、横浜市が事業者向けに行っている、分別を徹底したごみゼロルート回収を活用しています。なお、利用者のごみは利用者を持ち帰っていただいています。

室内の温度設定を厳守し、電気器具等の電源スイッチはこまめに入り切りしています。夏季は、窓や扉を開けるなど換気に心掛けるとともに、ゴーヤなどの緑のカーテンで直射日光を遮っています。

また、消耗品や備品は丁寧に無駄のない使用を心掛けるとともに、再生紙や裏紙の使用、両面コピーを徹底しています。夏はクールビズで業務を行っています。

水の使用に関しては、利用者にも節水を呼びかけ使用量の削減に努めています。

(オ) 子育て支援、子ども・若者の育成

横浜市中期 4 か年計画の戦略 1 「あらゆる人が力を発揮できるまちづくり」の中で、最初に取り上げられた次の項目について、地区センターで真摯に取り組みます。

① 子育て支援

「切れ目のない子ども・子育て支援」として、地域における子育て支援の場や機会の充実、留守家庭児童のための放課後の居場所づくり等の推進が記載されています。

地区センターでは、親子がふれあい、愛情と信頼関係を育むための事業や保護者同士の交流事業などを地域の子育て支援団体や保育園等と連携し積極的に展開します。

また、横浜市では、放課後キッズクラブの整備を進めるなど、放課後の児童の居場所づくりを進めていますが、地区センターでも、キッズクラブ等と連携した事業を開催し、放課後の居場所の充実に取り組みます。

② 子ども・若者の育成

「たくましく生き抜く力を育む教育と若者の自立支援」として、子ども・青少年の健全育成に向けた支援、困難を抱える子ども・若者への支援等に取り組むとされています。

地区センターでは、様々な体験やスポーツ、学習を通じた子ども向けの健全育成事業を地域の方々の協力を得ながら展開します。困難を抱える子ども・若者へは、学習支援や居場所の提供、更には、地域の方々との連携を密にし、地域全体で子どもたちを育むことができる取組を推進します。

(4) 施設の運営計画

ク サークル活動や地域活動が一層活性化するための日常的な事業提案

(ア) きめ細かなサークル活動・講座指導者の情報提供

内 容	<p>①地区センターのサークル活動や講座の指導者等について、地区センターがきめ細かく最新の情報を地域の方々に提供します。</p> <p>②従来、一元的に協会が運営する人材バンクに地域の方々に登録をお願いし、その情報を提供していましたが、内容の更新や情報の質の点で課題がありました。</p> <p>③今後は、地区センターが身近で信頼できる情報を顔の見える関係で提供します。</p> <p>④なお、広くサークルや区民活動の情報を地域の方々に提供するために、中間支援組織であるつつか区民活動センターとも連携を図り、同センターの人材・サークル情報誌「ゆめたねガイド」などへの掲載やサークル活動に関する情報交換などを緊密に進めます。</p>
効 果	<p>①サークルへの参加や新たなサークルの立上げを考えている方々に、最新の確実な情報を周辺情報も含めて提供し、相談に応じることにより活性化が図られます。</p> <p>②地区センターと利用者とのコミュニケーションが生まれ、良好な関係が構築できます。</p>

(イ) 高性能カラー印刷機の導入

内 容	<p>①現在、使用しているコピー機や印刷機に代え、両方の機能を併せ持ち圧倒的なスピードと品質で印刷可能な高性能カラー印刷機の導入を進めます。</p> <p>②導入コストは割高ですが、利用者負担を従来よりも軽減することにより利用枚数を増加させて、将来的には採算ベースに載せる予定です。</p> <p>③市民活動等での大量印刷時には、更に料金を割り引いて利用を促進します。</p> <p>④カラー印刷が従来よりも低廉で質が高くモノクロからの移行が進むものと思われま</p> <p>⑤パンフレットやプログラムの作成等については、地区センターで必要なアドバイスや相談等を実施します。</p> <p>⑥USBでの取り込みやスキャン、コピーも可能です。</p>
--------	---

収 支 ・ 年 間	収入	モノクロ印刷	454,200 円	@3(100 枚以上)×130,400 枚 @5×12,600 枚
		カラー印刷	12,000 円	@6(100 枚以上)×1,200 枚 @20×240 枚
		計	466,200 円	
	支出	リース代	472,800 円	コインベンダー無し 5年リース
		プリントコスト	182,032 円	モノクロ@0.53 カラー@1.56 用紙@0.72
		保守契約	50,000 円	5年契約
		計	704,832 円	
	差引		▲238,632 円	

印刷代は現行よりも廉価となり利用者の負担は軽減されます。

効 果	<p>①導入を予定している印刷機は、製版の必要がなく、1分間に120枚のフルカラー印刷が可能です。</p> <p>②ランニングコスト(リース代を除く)が低廉なため、料金をカラー1枚20円、モノクロ1枚5円に設定します。大量印刷時(100枚以上)はカラー1枚6円、モノクロ1枚3円とします。従来はカラー50円、モノクロは10円(コピー)または3円(印刷)でした。</p> <p>③需要が高く、サークル活動や地域活動を推進する上で重要なツールであるチラシやパンフレット、広報紙等印刷媒体を低廉でしかも短時間に仕上げることができます。</p> <p>④利用者の値下げの要望に応えるとともに、業務用大型カッターも併せて利用に供することで印刷ツールに対する様々な可能性が広がり、活動の活性化につながると考えます。</p>
(ウ) インターネット環境の整備・サークル等ホームページ作成講座	
内 容	<p>①各部屋でインターネットが使える環境を整備し、活動中や受講中にも必要に応じインターネットが使用可能な状況にします。</p> <p>②ロビーや図書コーナーなどでは、他の利用者の迷惑になることも想定されるため、会議室や料理室等の部屋内でのみ使用可能な方法とします。</p> <p>③整備後に実際にインターネットを利用しながら、サークルや団体のホームページ作成講座を開催します。</p>
収 支	<p>①支出は整備費として90,000円、日常の維持費6,000円/月を予定しています。</p> <p>②掛かる費用はニーズ対応費で対応します。</p>
効 果	<p>①各部屋内でインターネットを活用した様々な活動が可能になります。</p> <p>②サークル等の情報を広く提供することにより、その存在等が認知され、参加者や賛同者の増加等活性化につながります。なお、活動内容をライブで発信することも可能です。</p> <p>③様々なソフトを利用しながらホームページの作成が可能となり、サークルや団体などを対象にホームページ作成の講座を実施します。出来上がったホームページにもその場でアクセスができ、実感のある講座が可能となります。</p>
(エ) サークル体験会	
内 容 効 果	<p>①メンバー数の減少や高齢化等で不活性化しているサークルが散見され、平成26年度末時点での登録1,706団体に対し、同年度の実利用は618団体に留まっています。</p> <p>②これらの課題解決のため、自らの活動を紹介し、サークル会員を拡大し、活性化するための「サークル体験会」を開催します。</p>
(オ) 物品の貸出し	
内 容 効 果	<p>①展示用パネルや椅子、机など地域の自治会等活動団体から貸出し要請があった場合には、館の運営上支障ない範囲で備品の貸し出しに応じることで地域活動を支援します。</p> <p>②貸出しに関し料金は徴収しません。必ずしも常用していない備品を地域の団体に貸し出すことで有効利用を図ることが可能となります。</p>

(5) 自主事業計画

ア 自主事業計画の基本的な考え方

- (ア) 地域住民の参加により相互交流を深め、新たな地域コミュニティやグループを形成していただくことを目的に自主事業を実施します。
- (イ) 一方、社会状況の変化により地域ニーズや課題も多様化しており、今後は、住民が活動に参加し相互交流に至るための環境づくりや地域の一員として健全に生活するための支援も今後は重要と考えます。
- (ウ) そのため、地域の特性やニーズを見極めつつ、生涯学習や健康を中心とした事業に加えて、子育て支援や青少年の居場所づくり、困難を抱える青少年への支援など今日的な課題の解決に向けても鋭意取り組みます。
- (エ) なお、自主事業の実施にあたっては地域の人材や団体等との連携を基本としますが、今後はCSRなども活用し、コスト削減を図りつつ幅広くニーズに応えていきます。

イ 特徴、独自性

従来の健康づくりや生涯学習支援等に加え、今後は、特に次の視点から取り組みます。

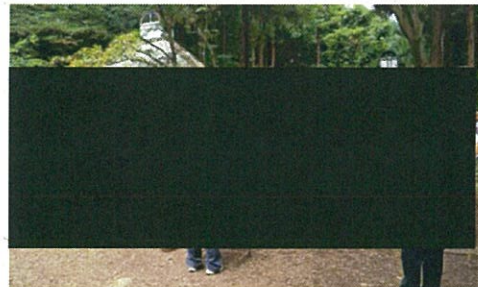
(ア) 地域の特性や時宜に適った事業の展開

歴史豊かで都市と自然が混在し、鉄道も走るという**地域特性**を生かして生涯学習を支援します。また、今なおマンションが建設され比較的若年の割合が高い地域であることから、**集合住宅居住者や若者向けの事業及び世代間の交流事業**を充実します。

さらに、平成32年開催の**東京オリンピック・パラリンピック**に関連した各種事業を展開します。

予定講座

- 「プランターでかんたん野菜づくり」「鉄道写真入門」
- 「戸塚七福神めぐり」「夏休みワイワイデイキャンプ」
- 「地域・近隣施設と連携／まつり」「国際活動に向けた語学教室（イタリア・中国語等）」「パラリンピックボランティア講座」「日本文化を知る／着物着付け」等



(青少年指導員・スポーツ推進員との共催によるデイキャンプ)

(イ) 自主的サークルの設立が期待できる事業の実施

自主事業の講座終了後に、参加者によるサークルが立ち上がり、交流が促進される可能性のある事業を展開します。このことにより、地域コミュニティの形成や地区センターの施設利用の促進が期待できます。

予定講座「フェイスブック入門」「仲間と楽しむアウトドアクッキング」等

(ウ) 子育て支援の充実

育児不安の解消や保護者同士の交流の促進のため、区や近隣の保育園、子育て支援機関と

連携し支援事業を、プレイルームなどを活用して開催します。また、保育付き事業や親子で参加できる事業を充実します。

平成27年度はNPO法人「こどもと未来」との共催による子育て支援事業として「ころりん広場」を開始しましたが、同法人では平成28年度に向けてこの事業を横浜市の「親子のつどいの広場事業」に申請する予定です。

予定講座「保育相談」「保育士と遊ぼう」「子育て支援事業 ころりん広場」等

(エ) 今日の課題の解決に向けた取組

放課後の児童・生徒の居場所や貧困等困難を抱える青少年への対応が大きな課題となっていることから、小中学校や区、支援団体、企業等と連携し、支援事業や担い手の養成に取り組みます。

予定講座「学習支援の担い手養成講座」「中・高校生のマネー講座」「はまっ子との共催／はじめての囲碁入門」「放課後の充実・企業活動との連携／Msキッチンで学ぶ簡単おやつメニュー」等



イメージ (東京ガス(株)との共催料理教室)

なお、東戸塚地区は中・高校生も多く、入試や期末試験時だけではなく日々、多くの学生が東戸塚地区センターを利用して勉学に励んでいます。このため、勉強できる場として図書コーナー書見台、グループ室やロビーの照明灯整備などに努めるほか、適正に使用していただくため定期的な巡視を行う等、これからも多くの学生が快適に勉強できる場を提供します。

(オ) 自然豊かで安全に過ごすための取組実施

区民全体の願いでもある、美しい環境を未来に引き継ぐための講座や甚大な被害をもたらす自然災害への備えや悪徳商法などから身を守る講座を開催します。

予定講座「ごみ分別等の相談コーナー」「親子で学ぶ子どもの事故予防講座」「振り込め詐欺落語会」等

(カ) 協会全体での取組

当協会が管理する施設全体で、区民との交流、生涯学習の成果発表、施設紹介等を目的にイベント等を実施します。施設利用の有無にかかわらず、地域の方々が参加できる公益性の高い事業を地域の様々な団体と連携して行います。

実施例「サークル発表交流まつり」「とつか音祭り：神奈川フィルとの共演」等

予定「ダンス祭り at 戸塚(仮称)」「東京五輪・パラリンピックパブリックビューイング」等

ウ 実現性

長年培ってきたノウハウや実績及び地域や行政とのつながりに加え、公益法人としての信頼に基づき、内容を十分検討し確実に実施していきます。また、必要に応じて運営委員会にも理解と協力を求めています。更に、参加者募集のため事業内容や開催の意義等を広く周知します。

(6) 施設の維持管理計画

指定管理業務仕様書及び法令に基づく、専門業者による施設の維持管理及び保守点検に加え、職員・スタッフの日常的なこまめな巡視点検、清掃、修繕等により施設の長寿命化を図ります。
 なお、専門業者への委託は全指定期間一括委託や入札等により経済性や透明性を確保します。

ア 建物・設備等の保守管理

(ア) 保守点検等業務は、原則専門業者に委託し、日常の巡視点検等は職員が行います。

(イ) 故障や異常が生じてもすべての職員が初期対応できるようにマニュアルを整備し研修を随時行います。なお、業者とは即応体制ができる内容の契約とします。

(ウ) 保守管理の内容

電	設備巡視点検管理	設備巡視点検	年 1 2 回/毎月
気	空調機保守点検及び冷暖房機器保守点検	中央監視装置点検	年 1 回
		F C U ・ P A C ・ 空調機保守点検	年 2 回/半年毎
機	電気設備点検(高圧受電以上)	巡視点検	年 1 2 回/毎月
	電気工作物保安管理	定期点検	年 1 回・3 年に 1 回
衛	冷却水検査	レジオネラ属菌検査	年 1 回
	受水槽清掃・水質検査		年 1 回
	飲料水水質検査		年 2 回
	害虫駆除		年 2 回/半年毎
建	消防用設備点検	定期点検	年 2 回/半年毎
	昇降機点検	定期点検	年 1 2 回/毎月
	自動ドア点検	定期点検	年 4 回/3 か月毎

イ 補修計画

施設が老朽化しており、できるだけ低コストで長寿命化を図るために次のとおり対応します。

(ア) 施設全体の補修計画を策定し、優先順位に従い効率的に補修を行います。

(イ) 修繕箇所の早期発見・早期対応により大規模な修繕になることを未然に防止します。

(ウ) 規定額(60万円未満)の修繕は当方の費用負担と責任において迅速かつ適切に対応します。

(エ) 市が行う大規模改修時には、効率的かつ効果的な執行ができるよう全面的に協力します。

ウ 清掃計画

(ア) 日常清掃は作業スタッフを中心に全職員・スタッフで毎日きめ細かく実施します。

(イ) 定期清掃は休館日に業者が行います。

床清掃(洗浄・ワックス)	年 6 回/隔月	全面ガラス清掃	年 4 回/3 か月毎
カーペット清掃	年 4 回/3 か月毎	雑排水管清掃	年 1 回

エ 外溝植栽等管理計画

- (ア) 剪定や草刈は合築施設の戸塚地域療育センター、東戸塚地域ケアプラザを合わせた委託契約に基づき業者が春～秋に年 4 回実施します。
なお、軽易な草刈等は職員・スタッフが行います。

オ 保安警備計画

- (ア) 開館時は職員・スタッフが利用者の安全確保に努めます。
(イ) 閉館時は警備会社に委託して機械警備を実施します。
(ウ) 出入口や屋外、目の届かないところには 24 時間録画可能な防犯カメラを設置しています。
(エ) 近隣の交番や警察署と常時情報を交換し、必要に応じてパトロールをお願いします。

カ 効率化の工夫

- (ア) 東戸塚地区センターは、戸塚地域療育センターと東戸塚地域ケアプラザとの合築施設であり、3 施設共用設備の保守点検や清掃等の委託に関しては、管理者の戸塚地域療育センターにおいて取りまとめて契約事務を行っています。
(イ) 毎年度の契約締結に当たり戸塚地域療育センターには、効率的な事業執行が可能な契約締結を行うよう依頼しています。
(ウ) 日々の点検により故障や不具合を早期に発見することで、大規模修繕にいたる前に軽微な修繕により施設・設備の長寿命化と経費の軽減を図っています。
(エ) 職員・スタッフにおいて処理できる簡単な修繕、清掃や剪定は休館日等に自前で行っています。
(オ) 緊急を要する修繕以外は、インターネットの活用や適正な見積もり合わせを行い、安価でかつ的確な業務履行を求めています。

(7) 収支計画(収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について

ア 収入計画の考え方について

(ア) 基本的考え方

- ① 安定的な運営や効果的な活動を実施していくために必要な収入を適正に確保します。
- ② 公益目的事業においては収支相償に基づき支出に見合った収入を確保します。
- ③ 利用料金収入、自主事業収入、雑収入の増収に努めます。
- ④ 収益事業の利益の50%は公益目的事業の収入に繰り入れます。
- ⑤ 自主事業への助成金や企業協賛及び公益法人の利点を生かした寄付金の導入に努めます。

(イ) 特徴、独自性、実現性

- ① 公益目的事業は、収支相償の原則により剰余金は発生させず、公益事業に還元します。
- ② 利用料金収入は、料理室の値引き等の利用促進策により稼働率を上げることによって増収を図ります。
- ③ 自主事業収入は、公益法人として、より多くの参加を促すために極力参加費を下げ実施します。そのため、参加者数の増加に比例した大幅な増収は想定していません。
- ④ 当協会は、個人及び法人からの寄付金が税法上の寄付金控除の対象となります。
- ⑤ 協会管理施設全体で、利用者や区民との交流を促進する公益事業を実施するために特定費用準備資金を積み立てて事業資金を確保します。

イ 増収策について

(ア) 過去5年の収入の推移(決算額) 単位:円、()内は平成22年度値を100とした指標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料	37,934,000(100)	37,634,000(99)	37,634,000(99)	37,634,000(99)	38,825,000(102)
利用料金収入	4,033,665(100)	4,030,180(100)	3,997,300(99)	4,066,130(101)	4,197,270(104)
自主事業収入	372,450(100)	967,270(260)	1,688,977(453)	1,616,970(434)	1,547,260(415)
雑収入	1,030,325(100)	1,435,231(139)	1,453,947(141)	1,448,155(141)	1,386,225(135)

(イ) 増収目標及び増収策

① 利用料金収入

最近の伸び率を堅持し、年3%の増収を見込みます。16%・70万円増
 ・登録団体や近隣の地域の団体に積極的に利用を進めたり、地区センターとの協働事業の実施を働きかけたりするなど稼働率の向上を図ります。
 ・料理室の料金を10%割り引いて料理以外での利用も促進します。
 稼働率23%→30%に上げて、17%増収を見込みます。
 ・自主事業の終了後に、引き続き参加者による独自サークルの設立が期待できる事業を展開し、稼働率向上につなげます。

① 利用料金収入	<ul style="list-style-type: none"> ・各部屋でインターネットの接続が可能となるように環境を整備し利用を促進します。 ・地域における子育て支援や青少年支援などを横浜市の補助金を受けて活動している団体と積極的に連携して事業を実施します。補助金に賃借料等が含まれており、活動場所を提供することにより利用料金の増収につながります。 ・引き続き、部屋の分割利用や当日申込の1時間単位利用など柔軟な対応をします。
② 自主事業収入	<p>年2%の増収を見込みます。(指定管理4年目に24年度実績を上回る予定です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困率が社会問題となる中、青少年支援等の事業は原則参加無料とします。 ・他の自主事業に関しても、極力参加しやすいリーズナブルな価格設定とします。 ・ニーズに即した魅力ある自主事業の展開により、参加者を増やして増収を見込みます。
③ 雑収入	<p>年2%の増収を見込みます。(指定管理3年目には24年度実績を上回る予定です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人のメリットを生かし寄付金を募集します。 ・自主事業や研修等に積極的に国等の助成金や企業協賛を導入します。 ・企業等の広告についてホームページのバナーや館内外の掲示場所等について柔軟に対応し、広告収入を増やします。 ・最新型高性能カラー印刷機を導入し、様々な付加価値を加えて印刷代収入を向上させます。

(ウ) 増収提案としての駐車場の有料化について

協会が管理運営する他地区センターでは駐車場の有料化を提案しますが、東戸塚地区センターは、戸塚地域療育センター、東戸塚地域ケアプラザとの合築施設であり、さらには地域活動ホームひかり及び川上保育園と同じ敷地内に設置されていることから一つの通路を共用しています。

この通路に面して、地区センター用駐車場として縦列で10台分が確保されており、同様に療育センター用駐車場も11台分が設置されています。この療育センター用駐車場を療育センターが休業となる日曜・祝日には、地区センター利用者用として借用しています。

なお、保育園用駐車場も同通路に面した専用敷地に感知式ゲートで仕切られ設置されています。

このような状況下にあって、

- ・同一敷地内の他施設駐車場が無料であること。
- ・日曜、祝日に借用する療育センター駐車場11台分については有料化できないこと。

などを考慮し、東戸塚地区センター駐車場は有料化しないこととします。

(7) 収支計画（支出計画）

ウ 支出計画の考え方について

(ア) 基本的な考え方

- ① 安定的な運営及び効果的な活動に不可欠な経費を節減に努めながら適切に支出します。
- ② 常に、コストパフォーマンスを意識し効率的かつ効果的な支出に努めます。
- ③ 法令に違反することなく必要な経費及び租税公課等を適切に支出します。
- ④ 契約に際しては市内中小企業を優先に、公平・公正に競争性を導入して遂行します。

(イ) 特徴、独自性、実現性

- ① 公益目的事業においては、不足や剰余金が発生しない**収支相償の原則**に基づき支出します。
- ② 協会全体の**スケールメリット**を生かし、**大量購入**や**一括発注**等経費の節減に努めます。
- ③ **適切な経費の執行**は、公益法人の監督官庁である神奈川県の指導により担保されています。

(ウ) 経費の支出及び削減

① 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定規模電気事業者からの電力部分供給により電気代を節減します。4%減。 ・ 空調機の適切な温度設定や換気、こまめな消灯、LEDなどの省エネ器具の交換に努めます。 ・ 機器の日頃の清掃・メンテナンスを適切に実施し、効率的な運転状態を維持します。 ・ 洗面所の自動水栓化を進め、無駄な水の使用を抑制します。 ・ 光熱水費についても保守点検委託と同様に合築施設の戸塚地域療育センター、東戸塚地域ケアプラザと同一契約のため、床面積等の按分比率で各施設が経費負担しています。このため、節電・節水のための地区センター独自の取り組みも効果として表れにくく、職員・スタッフが実感できない状況にあることから、ミーティング等を活用して随時、意識啓発を図っています。
② 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常時や繁忙時に応じて柔軟にシフトを組むことによりスタッフの人件費を抑えます。 ・ 館長・副館長は、1箇月単位の変形労働時間制により柔軟なシフトを組むことにより、時間外労働を極力抑制しますが、やむを得ない場合は労基法に基づき適正に支払います。 ・ 最低賃金や法定福利費、割増賃金等、最低賃金法や労働基準法など法令を遵守します。
③ 事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品・備品については可能な限り協会<small>で他の管理施設の分も含めて</small>一括発注します。 ・ 備品についても長寿命化のために日頃からのこまめなメンテナンスに心掛けます。

④ 管理費	<ul style="list-style-type: none">・各館共通の設備保守や清掃等の管理契約は可能な範囲で事務局が一括・長期契約をします。・契約に際しては入札や2社以上からの見積もり徴収など競争性を導入します。・築26年が経過しており、修繕箇所の早期発見・早期対応で修繕費がかさむ前に善処していきます。・光熱水費と同様に各保守点検委託についても合築3施設で同一契約となっており、かつ戸塚地域療育センターが主管理者となっていることから、効率・効果的な事業執行が可能な契約締結や施設設置者への修繕要望等に関して、3施設で定期的に打ち合わせしています。
⑤ 自主事業	<ul style="list-style-type: none">・原則として材料費・講師謝金・傷害保険料を参加者に負担していただきます。・より多くの方が参加できるよう、講師謝金の一部を当方で負担する場合があります。・事業の企画にあたりCSRなどを活用し、コスト削減を図ります。